

鳥取市補助金カルテ

NO.	015	担当課	男女共同参画課	外線	0857-30-8076
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市男女共同参画登録団体事業補助金				
概要	登録団体が行う、男女共同参画推進に関する広報・研修等の事業費等を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市男女共同参画推進条例				
創設年度	H14	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	団体の育成支援、男女共同参画社会の実現に寄与する				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	男女共同参画登録団体補助金					
R 8 予算	570千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	14件×40,700円(過去の実績より算出)			R 7 (見込)	12	430
				R 6	14	519
				R 5	13	512
				R 4	11	456
補助率・補助額	4分の3			上限額	100千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体
交付要件	鳥取市男女共同参画登録団体連絡会または鳥取市男女共同参画推進条例の規定により登録を受けた男女共同参画推進団体（支部等を含む。）が行う、男女共同参画に関する研修、普及広報及び研究、男女共同参画推進団体の拡大強化、その他女共同参画を推進する事業。
対象経費	補助対象事業に要する経費のうち、食料費及び研修の参加に要する旅費を除くもの。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 非営利団体への支援であり、活動を支援することで組織強化及び男女共同参画推進を図るため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-